

◆選挙公報について

立候補届出書に記載したウェブサイト情報の周知はどのようになされたか？

選管のホームページで紹介されておりましたインターネット速報の結果を伺います。

(答弁) 選挙管理委員会

省令(公職選挙法施行規則)の改正により、立候補届出の際に候補者等が各々1のウェブサイト情報を届け出ることができることとし、国の指導により、①各選挙管理委員会が、候補者等が届け出た各々1のウェブサイトの情報を告示する。②各選挙管理委員会が、届出のあった候補者等のウェブサイトの情報を報道機関等に提供する。③各選挙管理委員会が、ウェブサイトに、候補者等のウェブサイト情報の一覧を掲載する(候補者等が届け出た各々1のウェブサイトの情報の記載されている告示文を各選挙管理委員会がウェブサイトに掲載)という対応をすることになっているので、選挙管理委員会において同様の対応を行った。

選挙速報について、投票日当日の投票率を、10時、11時、14時、16時、18時現在で市のホームページに速報した。開票速報について、市長選は、21時半、22時、22時半、23時、確定した23時18分に市のホームページに速報した。市議選は、22時、22時半、23時、確定した23時54分に市のホームページに速報した。

質問：ウェブサイトの情報は周知されたか？

選挙管理委員長：本庁、支所に告示文を掲示した。報道機関等へも提供した。市のホームページでも告示の写しを掲載した。

質問：ウェブサイト情報を記載していた候補者数は？

選挙管理委員長：市議候補で8名(7名はメールアドレスのみ)

質問：選挙速報について、閲覧できなかった、事実か？

情報政策課長：選挙開票速報は短時間に大量のアクセスがあったことから、閲覧できない状況になった。原因は短時間の大量アクセスによりサーバの処理能力を超え、サーバ停止、または処理遅延となった。ハードの故障ではない。

質問：選管説明では広報した、ところが市民は速報を見ることが出来なかった。これが事実である。選管の説明は妥当か？

選挙管理委員長：選管では速報したが市のホームページが閲覧できなかった状況を把握できていなかった。

質問：把握したのは何時か？

選挙管理委員長：開票作業終了後、選管事務局に戻ってから判った。

質問：答弁書には選管としての責任は果たしました、責任はありませんとの内容であるが、霧島市として選挙速報実施を広報して、それが実現できなかった、責任の所在は？

情報政策課長：一時的に大量のアクセスが発生したことが原因であり、業者に説明を求め、対策をした。今までは処理能力を上回る受付をしていたが、処理能力の範囲内の受付に改めた。

プログラムの改良、設定変更を行った。コンピュータの負荷を軽減させる対応を行った。次回の大量アクセスには対応できるように改善した。

質問：不手際ではないか？ 業者責任を問うたのか？

選挙管理委員長：大量アクセスは想定外であった。1200アクセス/日であったのが、21時30分では19,000アクセスとなった。これを想定できなかった。